

## 【令和5年度】4月1日契約について

今回の公告案件は【令和5年度】分です。

新年度予算のため、下記事項を確認の上、ご了承ください。

- ① 本入札は、【令和5年度予算】の成立を前提に年度開始前準備行為として行うものであり、入札当日は、単に入札結果を発表するだけに留めるものとする。
- ② 令和5年度予算が成立した場合には、令和5年4月1日に本入札による落札者の決定と契約の締結を行うものとする。ただし、予算が成立しなかった場合には本入札にかかる契約を行うことはできない。この場合、本入札等に要した全ての費用について本市に請求することはできず、本入札参加者の負担となるものとする。
- ③ 入札結果の発表から契約締結日までの間は、落札保留の状態となるが、この間に、独占禁止法、刑法等の関係諸法令に抵触する入札談合等の不正行為を行うなど、酒田市競争入札参加資格者指名停止要綱に該当することとなった場合は、本入札又は落札（予定）を無効とする。